入　札　公　告

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付する。
なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成２３年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。
今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、１５０者以上が見込まれる。

平成２３年１月２５日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局　北部国道事務所長　石垣　弘規

１．業務概要

（１）業 務 名　平成２３年度北部国道改築関係計画及び協議資料作成（その１）業務
（電子入札対象案件）

（２）業務目的　本業務は、北部国道事務所管内における業務に関する資料作成等を行うことにより職員を支援し、当該事務所の円滑な事業推進を目的とする。

（３）業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

本業務の主な内容は以下のとおりである。

・予算要求に関する資料作成
・統計・調査資料作成
・計画、設計資料作成
・関係機関との協議調整資料作成
・業務報告書の整理、修正
・委員会等の資料作成
・報告書作成

資料作成件数は４００件を予定している。

（４）技術提案に関する要件

業務を実施するにあたっては以下の視点から競争参加資格確認申請書等を提出するものは（以下「競争参加資格確認申請者」という。）創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための、実施方針に関する提案を行うものとする。

１）業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に

ついて、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

（５）履行期間　平成２３年４月１日～平成２４年３月３０日

（６）本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 85 条の基準の基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格 1,000 万円を越える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

（７）本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

２．入札参加資格

競争参加資格者は、２－１．に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

２－１．単体企業

（１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（２）沖縄総合事務局（港湾空港関係を除く）における平成２３・２４年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請していること。

なお、平成２３年４月１日時点において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていなければならない。

（３）競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

２－２．２－１．（３）に掲げる平成２３・２４年度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争参加資格確認申請書等提出期限まで平成２３・２４年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請を行うこと。

２－３．入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をと

ることは、競争契約入札心得第４条の３第２項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

１）親会社と子会社の関係にある場合

２）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし１）については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

１）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

２）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

（３）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

２－４．競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

（１）業務実施体制に関する要件

・競争参加資格確認申請者は、沖縄総合事務局管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。

・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

（２）業務実績に関する要件

・競争参加資格確認申請者は、平成１３年度以降に完了した以下に示す業務（平成２２年度完了予定も対象に含む）において、１件以上の実績を有すること。ただし、「地方整備局等委託業務等成績評定要領（営繕事業及び港湾・空港関連を除く）」又は「沖縄総合事務局開発建設部（営繕事業及び港湾・空港関連を除く）業務委託等成績評定要領」に基づく業務成績が６０点未満の場合は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した行政事務補助業務（計画及び資料作成業務、資料整理業務）、発注者支援業務、公物管理補助業務、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。

２－５．配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

（１）配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

・技術士（総合技術監理部門－建設）

・技術士（建設部門）

・一級土木施工管理技士

・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会１級技術者

・(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※１）

・ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)

※１「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは以下のとおり

・公共工事の品質確保の促進に関する北海道連絡協議会が認定した発注者支援業務技術者ⅠまたはⅡ

・東北地方公共工事品質確保促進協議会会長が認定した支援管理技術者ⅠまたはⅡ（積算）

・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）Ⅰ種またはⅡ種

・近畿地方公共工事品質確保推進協議会が認定した支援管理技術者ⅠまたはⅡ

・「中国地方整備局長」が認定した公共工事発注者支援業務技術者Ⅰ種又はⅡ種

・四国地方公共工事品質確保推進協議会が認定した支援技術者Ⅰ種またはⅡ種

・九州地方における「公共工事品質確保技術者資格認定委員会委員長」が認定したⅠ種またはⅡ種公共工事品質確保技術者

（２）配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成１３年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成２２年度完了予定も対象に含む）において、１件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満の場合は実績として認めない。

業務実績には、平成１３年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

１）同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する行政事務補助業務（計画及び協議資料作成業務）

２）類似業務：

・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する行政事務補助業務（計画及び協議資料作成業務）

・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に

関する発注者支援業務、行政事務補助業務（資料作成業務）、公物管理補助業務、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務、土木設計における概略･予備･詳細設計業務、土木工事における監理技術者の業務

（３）恒常的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

（４）手持ち業務量

・配置予定管理技術者は、平成２３年４月１日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成２３年３月３１日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が4億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

平成２３年４月１日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

・本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額4億円未満、件数で10件未満（平成２３年４月１日現在での手持ち業務に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で2億円未満、件数で5件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の１）から４）までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

１）　当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

２）　当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

３）　当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者

４）　手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

２－６．配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

（１）配置予定担当技術者の資格

以下のいずれかの資格等を有するもの

・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）

・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者、土木学会１級技術者又は土木学会２級技術者
・(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※１）
・ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)
・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が１年以上の者
・河川又は道路関係の技術的行政経験を１０年以上有する者

※１「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは以下のとおり
・配置予定管理技術者において認めた資格を有する者
・「公共工事の品質確保の促進に関する北海道連絡協議会」が認定した発注者支援業務技術者Ⅰ又はⅡ
・「東北地方公共工事品質確保促進協議会会長」が認定した支援管理技術者ⅠまたはⅡ（積算）
・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）Ⅰ種またはⅡ種
・「近畿地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援管理技術者ⅠまたはⅡ
・「中国地方整備局長」が認定した公共工事発注者支援業務技術者Ⅰ種又はⅡ種
・「四国地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援技術者Ⅰ種またはⅡ種。または支援技術者Ⅲ種
・九州地方における「公共工事品質確保技術者資格認定委員会委員長」が認定したⅠ種またはⅡ種公共工事品質確保技術者。または一般公共工事品質確保技術者

２－７．競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

３．総合評価落札方式に関する事項

（１）落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（２）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落

札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

２）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

３）上記において、評価値が最も高い者が２名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

（２）総合評価の評価方法

１）評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

２）価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の満点）×（１－入札価格／予定価格）

価格評価点の満点は６０点とする。

３）技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は６０点とする。

①予定技術者の経験及び能力

②実施方針

③技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の満点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（③の評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（②に係る評価点）

４．入札手続等

（１）担当部局

〒 905-0019　沖縄県名護市大北４丁目２８番３４号

沖縄総合事務局　北部国道事務所　総務課　契約係

電話　　０９８０－５２－４３５０

ＦＡＸ　０９８０－５２－１１３１

（２）入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。（ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記４．（１）にて交付する。）

交付期間：平成２３年１月２５日（火）から平成２３年２月９日（水）までのうち、閉庁日を除く毎日の「９時００分から１７時００分まで」とする。

（３）競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

平成２３年１月２６日（水）から平成２３年２月９日（水）１７時００分までに電子入札システムにより提出すること。 ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）する場合は、平成２３年２月９日（水）１７時００分までに上記（１）に必着とする。

（４）競争参加資格確認申請書等に関するヒアリングの実施

ヒアリングでは競争参加資格確認申請書等に記載された以下の事項について質疑応答を行う。また、その結果について評価項目の得点に反映させる。

①実施場所：沖縄総合事務局　北部国道事務所　２階　大会議室

②実施期間：平成２３年２月１８日（金）～平成２３年２月２２日（火）

③ヒアリング時間：別途通知

④出席者：配置予定管理技術者

⑤ヒアリングにおける質疑応答内容

・配置予定管理技術者の経歴について

・配置予定管理技術者の業務実績について

・実施方針について

・技術提案について

（５）競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は平成２３年２月１７日（木）を予定する。

（６）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

・電子入札システムによる入札の締め切りは、平成２３年３月８日（火）12 時 00 分

・紙により持参の場合は、平成２３年３月８日（火）12 時 00 分

・開札は、平成２３年３月９日（水）9 時 00 分

〒 905-0019　沖縄県名護市大北４丁目２８番３４号

沖縄総合事務局　北部国道事務所　入札室　　にて行う。

５．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除

②　契約保証金　免除

（３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）契約書作成の要否　　要

（５）関連情報を入手するための照会窓口　上記４.（１）に同じ。

（６）本業務にかかる落札及び契約締結は、平成２３年４月１日とするが、当該業務にかかる平成２３年度予算成立が４月２日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、本件入札にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札の決定及び契約の締結は平成２３年４月１日とする。ただし、当該業務にかかる平成２３年度予算成立が４月２日以降となった場合は、予算成立日とする。

（７）履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

（８）詳細は入札説明書による。